

茨城大学授業支援システム運用要項

平成26年6月9日
全学教務委員会決定
平成26年6月23日
大学院教務委員会決定

(目的)

第1 この要項は、茨城大学（以下「本学」という。）における授業支援システム（以下「本システム」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

(本システムの概要)

第2 本システムは、日本ユニシス株式会社の製品である「RENANDI」を用いたものとする。
2 本システムは、運営の基本単位である「科目」を開設し、「科目」ごとに利用者を登録することによって、電子教材の提示、オンラインテスト・アンケート、掲示板でのコミュニケーション、課題回収などのサービスを提供するものとする。

(システム管理責任者)

第3 本システムを統括管理するため、本学にシステム管理責任者を置く。
2 システム管理責任者は、大学教育センター長をもって充てる。
3 システム管理責任者は、大学教育センター教育点検支援部が行う本システムの運用・管理等を統括する。
4 システム管理責任者は、この要項及び別に定める本システムの運用に関する事項を遵守しない利用者に対し、利用資格の中断又は取消を行うことができる。

(システム運用管理者)

第4 本システムの運用を管理するため、本学にシステム運用管理者を置く。
2 システム運用管理者は、大学教育センター教育点検支援部長と協議の上、大学教育センター教育点検支援部の専任教員のうちからシステム管理責任者が指名する者1人をもって充てる。
3 システム運用管理者は、本システムの管理及び安全対策、利用方法の検討等を行う。

(利用責任者)

第5 システム運用管理者は、「科目」の開設に関して責任を有する国立大学法人茨城大学（以下「法人」という。）の教職員（非常勤講師を含む。）を利用責任者として指定する。
2 利用責任者は、原則として、本システム上での教材登録等のコンテンツの操作及び科目内の設定等の「科目」運営に関する事項を自ら行うものとする。
3 利用責任者は、「科目」の運営に関する利用者からの問合せ及びトラブルへの対処にあたるものとする。

(利用者)

第6 本システムの利用者になることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法人の常勤教職員
- (2) 法人の非常勤教職員
- (3) 本学の正規生（学部生、大学院生及び専攻科生）
- (4) 本学の非正規生（科目等履修生、特別聴講学生、委託生、研究生、特別研究学生、博士特別研究生及びこれらに準じる者。ただし、公開講座及び公開授業の受講生を除く。）
- (5) その他システム管理責任者が特に必要と認める者

2 本システムへの利用者の登録は、利用責任者又は利用責任者から指示を受けた者からの依頼に基づき大学教育センター教育点検支援部が行う。

(利用目的)

第7 利用者は、次の各号のいずれかの目的に限り、本システムを利用することができる。

- (1) 本学の授業
- (2) 全学部又は全研究科を対象とする企画・業務
- (3) 教養科目における受講者の抽選のための事前申告
- (4) その他システム管理責任者が特に必要と認める目的

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、本システムの運用に関し必要な事項は、システム管理責任者が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年6月23日から実施し、平成26年4月1日から適用する。